

令和4年第1回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和4年1月26日)

召集年月日 令和4年1月26日（水）

召集の場所 総合町民センター第2会議室

開会 令和4年1月26日 午後3時00分

閉会 令和4年1月26日 午後4時35分

出席委員（12名）

1番 松井厚雄（職務代理） 2番 渡邊典子 3番 松尾 豊
4番 桑田一広 5番 塩野鐘吉 6番 菅原節夫
8番 古池洋子 9番 岩崎誠一 10番 早川和夫（会長）
11番 谷口浅雄 12番 細川正博 13番 瀧下光生

欠席委員（1名）

14番 田中久博

出席事務局

局長 奥 治房 次長 小西 守 書記 藤原昭洋
早川与志樹
谷口有利子

提出議案

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について
議案第5号 令和4年農作業標準賃金及び標準料金の決定について

局長 皆様ご苦労様です。
ただ今から、令和4年第1回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
14番 田中委員1名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和4年第1回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは 3番 松尾委員さんと 11番 谷口委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第1号は、〇〇の〇〇〇〇氏ほか1名の所有する農地の一部に〇〇氏本人が、店舗兼共同住宅を建築するため転用する申請であります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第1号資料説明)

申請人の〇〇氏は、申請地の隣地の、自身が所有する宅地に店舗兼アパートを建築する事業を計画されましたが、建物及び駐車場が、当該農地にかかるため、今回の転用の申請をされました。

資料5ページの配置図のとおり、宅地には、1階に2世帯の単身用共同住宅と2店舗分の貸店舗、2階に4世帯の単身用共同住宅がある店舗兼アパートと駐車場が整備される計画となっており、建物の一部と駐車場の端の部分が当該農地に整備される計画となっております。

この申請地の農地区分につきましては、事業用施設が連なっている区域に近接する10ヘクタール未満の区域にあることから、第2種農地に該当します。今回の事業内容が「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に当たるため、転用基準に合致するものと考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

瀧下委員

はい、議長。

こちらは21日に塩野委員と現地を確認いたしました。

当該農地の周辺には、転用申請中の隣地の農地以外に農地はなく、営農に影響はありません。また、当該農地の周囲は宅地化していることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 隣地は宅地なのか。

局長 宅地です。現地は現在更地にされております。

議長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第2号は、議案第1号と同じく〇〇の〇〇〇〇氏ほか1名の所有する農地を、〇〇氏が代表を務める〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇として使用するため許可を求める転用申請であります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第2号資料説明)

局長の説明のとおり、この申請は、当該農地所有者の〇〇氏が代表を務める〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇とその駐車場用地のため転用許可を求める申請です。

資料9ページの配置図のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と利用者等のための駐車場として使用します。

この申請地の農地区分につきましては、議案第1号と同じく、事業用施設が連なっている区域に近接する10ヘクタール未満の区域にあることから、第2種農地に該当します。今回の事業内容が「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に当

たるため、転用基準に合致するものと考えます。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

瀧下委員 　　はい、議長。
　　こちらも21日に塩野委員と現地を確認いたしました。
　　当該農地の周辺には、転用申請中の隣地の農地以外に農地はなく、営農に影響はありません。また、当該農地の周囲は宅地化していることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長 　　ご報告ありがとうございます。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 　　所有者は2名の共同所有なのか。

谷口書記 　　〇〇氏と〇の共同所有です。

桑田委員 　　転用は福井県が許可するのか。

局 長 　　おっしゃるとおり、福井県が許可します。

議 長 　　ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 　　ご異議がないようでございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

[日程 4 ・ 日程 5]

議 長 　　日程4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題とします。

この案件は、日程5 議案第4号 農地中間管理事業の

推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2議案を一括審議といたします。

なお、この案件につきましては、1番 松井委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

(委員退席)

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第3号は、所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

議案第4号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。

詳細は、事務局書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案朗読)

今回の設定は福井県農地中間管理機構が借受けるものであり、令和4年3月31日から令和14年3月31日までの10年間の設定となっております。

また、全ての筆について設定状況が新規となっておりますが、これは借受人が中間管理機構になるため、設定上は「新規」となりますが、中にはこれまで機構を通さず個人間で利用権設定を行っていた筆もございます。そのため、実質は「再設定」となるものも含まれております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

瀧下委員

はい、議長。

本案につきましても21日に塩野委員と事務局から説明

を受け、いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

- 議長 ご報告ありがとうございます。
 それでは、議案第4号、第5号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。
- 塩野委員 10年未満の契約はできないのか。
- 藤原書記 中間管理機構を通じた契約は10年以上しかできません。
- 塩野委員 小浜市のように集約はできないのか。
- 藤原書記 地域的な結びつきもあり、難しい状況です。
- 桑田委員 貸し手にもこだわりがあり、誰に受けてもらってもよいというわけではない。
- 古池委員 中間管理機構に預けるということは誰に作ってもらってもよいということだと了解をしてもらわなければならないと思う。集約を進めていかねば、将来の農地が心配である。
- 菅原委員 中間管理機構の加入率は農地全体の何%なのか。
- 藤原書記 おそらく20%未満であると思われます。
- 岩崎委員 中間管理機構に預けた農地は受け手を変更することは可能なのか。
- 藤原書記 可能です。
- 菅原委員 所有者に返還すると協力金などは返金しなければならないのか。
- 藤原書記 受け手の変更ではなく、中間管理機構から所有者に返還になると返金になります。
- 渡邊委員 受け手の変更は貸し手から申し出るものなのか。

藤原書記 どちらかという受け手の方が、手が回らないので受けられない、と申し出ることが多いと思います。もし申出があった場合は、町と中間管理機構を次の受け手を探しますが、最終的に受け手が見つからなかった場合は所有者へ返還になります。

細川委員 今回の案件について、配分先は変わっていないのか。

藤原書記 受け手が高齢のためなどの理由で変更されているものもあります。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については町へ同意することとし、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。

審議が終了しましたので、松井委員の入室をお願いします。

(委員入室)

[日程 6]

議 長 日程6 議案第5号 令和4年農作業標準賃金及び標準料金の決定について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長

議案第5号は、毎年おおい町農業委員会が設定しております農作業の標準料金の今年分を設定するものでございます。この設定金額はあくまでも目安でございますので、それを踏まえてご審議いただきますようお願いいたします。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案朗読)

議案第5号は、令和4年のおおい町内における農作業の標準料金を定めるもので、毎年、福井県農業会議の公表する指針と近隣の市町の動向を参考に定めております。

資料22ページには昨年のおおい町の標準料金を、23ページには、近隣市町と福井県農業会議の定めている標準料金を参考資料として記載しております。

資料23ページのとおり、従来から、本町の標準料金は、県農業会議の示す標準料金を上回る設定がされておりますが、これは、町内の圃場は、団地面積や傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件が不利であることに起因すると思われ

ます。
次に資料21ページに戻っていただきまして、こちらが本町の令和4年農作業標準料金の案となっております。

本町を含め嶺南の各市町の農作業標準料金はほとんどが同程度で設定されていることなどを勘案いたしまして、本町における令和4年の農作業標準賃金及び標準料金については、前年と同額といたしました。また、昨年の令和3年第1回おおい町農業委員会の料金設定の審議の際、令和3年の背負い式の散布による防除料金については「設定なし」とし、令和4年の設定時に、「設定なし」とすることで問題があったか、また、町内の受託機関の実績等を調査して令和4年の料金設定を検討することとされました。そこで町内の農作業受託団体に確認したところ、防除作業については〇〇〇〇がドローンにて防除している以外に実績はなく、設定なしでも問題ないとのことでした。そのため、今年も「設定なし」とする案とさせていただきます。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員

「農作業賃金」が福井県農業会議の設定する料金と比べて安いようだが、これはどのような経緯で設定されているのか。上げると問題があるのか。

局 長

現在の設定料金が福井県の最低賃金以上であるため問題なしとしてこれまで特に審議されなかったものと思います。

古池委員

標準になるから、値上げは慎重に考えたい。そもそも何

の作業なのか。

松井委員 事務作業など、いろいろな作業がある。この料金に見合わないような作業もある。

細川委員 「設定なし」でもよいと思う。

議長 働く時間も作業内容もそれぞれ違う。設定なしとすることも可能と思われます。

局長 資料21ページの「農作業賃金」を「設定なし」とし、「備考」欄を「下記機械作業以外は、福井県最低賃金以上」とすることはどうでしょうか。

議長 さきほどの局長提案のとおりとさせていただくことでよろしいでしょうか。それ以外のご意見はありますか。

松井委員 米価が下がり農業はたいへん厳しい状態である。このままだと耕作放棄地が増えていくと思われる。農作業を委託する側の補助制度等を検討していただけないか。

細川委員 政策的なことはここでは議論できないので、料金設定に反映していくことが必要ではないか。

古池委員 やはり、畦を取るなどの基盤整備をして、営農者が楽に作業できる環境づくりが必要である。

局長 現在、名田庄地域で土地改良事業の計画が進んでおり、1町単位の農地を整備することを計画しています。また、研修会でもあったように「地域まるっと中間管理事業」を利用して集積を進め、土地改良に取り組む組織もございます。大飯地域では受け手を誰にするかなど地域での協議を進めるという課題があり、基盤整備の具体的な計画はありません。

松井委員 緊急的に農作業料金を引き下げてもよいのでは。委託する側に負担の少ないようにしてあげたい。

早川委員 一度下げると、元に戻すのは難しくなる。あくまでも標

準であるし、このままでもよいのではないか。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第5号 令和4年農作業標準賃金及び標準料金については、さきほどの局長提案のとおりとし、他については標準料金の案のとおり決定いたします。

議 長 他にご意見・ご質問がないようですので、これを持ちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和4年第1回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。